

登 園 届 (保護者記入)

クラス _____ 児童氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

病名 (該当疾患に☑をお願いします)

麻しん (はしか)	溶連菌感染症
風しん	マイコプラズマ肺炎
水痘 (水ぼうそう)	手足口病
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	伝染性紅斑 (りんご病)
結核	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
咽頭結膜熱 (プール熱)	
流行性角結膜炎	
百日咳	ヘルパンギーナ
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	RSウイルス感染症
	帯状疱疹
急性出血性結膜炎	突発性発しん
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	その他の感染症 ※【登園のめやす】参照 ()

(医療機関名) _____

(_____ 年 _____ 月 _____ 日受診)において、
 集団生活に支障がない状態と判断されましたので、
 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

◇保護者の皆さまへ

園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。園では、感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう努めています。

上記の感染症について、【登園のめやす】を参考に、医師により集団生活に支障がないと判断されましたら、登園届の記入および提出をお願いします。

【登園のめやす】 ○医師の診断を受け、保護者が登園届を記入する感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること、または適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登所(園)可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間を経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としています。

感染症名	登園のめやす
コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染症	医師により感染の恐れがないと認められていること
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ	治癒していること

学校保健安全法施行規則第19条及び保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)より